

# 令和8年度 下関市個人向け防犯カメラ設置費補助金 申請の手引き

## 1 補助金の概要

| 項目     | 内容   |
|--------|--|
| 対象     | 市民が自ら居住する住宅に防犯カメラを設置する場合                                       |
| 補助率    | 防犯カメラの購入費用及び設置工事費用の2分の1（消費税等を含む）<br>※100円未満の端数切り捨て             |
| 限度額    | 1世帯につき1回のみ、3万円まで<br>（防犯カメラの設置台数にかかわらず、限度額3万円）                  |
| 申請受付期間 | 令和8年4月15日（水）から令和9年2月26日（金）まで<br>※ただし先着順で、予算の範囲を超えた場合は受付を終了します。 |

## 2 補助金の対象者

次の要件を全て満たす個人が対象です。

- (1) 申請の日において市内に住所を有すること
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 本人または同一世帯で、同一年度にこの補助金の交付の決定を受けていないこと
- (4) 本人または同一世帯で、同一年度にこの補助金に係る防犯カメラの購入・設置に関し、国や県または他の自治体の同種の補助金の交付の決定を受けていないこと

※以前の年度に補助を受けた世帯も対象です。ただし、新たな場所に防犯カメラを購入及び設置する場合に限り、従前の防犯カメラ更新や関連機器の追加は対象外です。

※暴力団員等、法令や公序良俗に反する行為に利用するおそれがある場合は対象外です。

## 3 対象となる住宅等

申請者が自ら居住する下関市内の住宅（一戸建て、共同住宅等）が対象となりますが、以下の場合にはそれぞれ要件を満たす必要があります。

- 分譲マンション等の共同住宅の専用部分の場合は、建物の管理規約等に違反しないもの
- 事務所や店舗等の併用住宅の居住部分の場合は、出入口等が区分されていれば居住部分を、区分されていない場合でも居住部分を含む撮影範囲としているもの
- 借家等の賃貸住宅の場合は、設置することの許可を建物所有者から得ているもの

また、防犯カメラの撮影範囲は原則として自宅敷地内を映すものとし、不必要に他者の敷地や道路等の公共部分を撮影範囲に含まないようにしてください。

撮影範囲に他者の敷地等が含まれる場合、撮影することの同意を他者から得るようにしてください。

#### 4 補助対象になる費用

令和8年1月1日以降に購入し、住宅の屋外に設置する次の費用が対象で、消費税及び地方消費税も含まれます。

- 防犯カメラの購入費用、設置工事費用

カメラ本体（継続的または動体検知により間欠的に撮影するもので、トレイルカメラと呼ばれるものも含まれます。）、映像記録装置（ハードディスクレコーダーや内蔵SDカード等）、モニター、電源ケーブルその他の配線、壁や天井への取り付け具、設置工事費等が対象です。

- 防犯カメラ設置を示す表示板等の費用

「防犯カメラ作動中」等の看板やステッカー等については、設置を必須とはしていませんが、防犯カメラの効果を高めるものであるため、設置する場合にはその費用も対象となります。

ただし、従来型の防犯カメラではなく顔識別機能付きの防犯カメラを設置する場合は、個人情報保護法の規定により、その利用目的の特定と通知・公表が必要となりますので、別途ご相談ください。

- その他に必要と認められる費用があれば対象とできる場合があります。

反対に、対象とならないものは、次に挙げるものとなります。

保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費、保証料、配送料、撤去・移設費用  
店舗のポイント・クーポン等使用分や割引分

レンタルまたはリース、個人間取引（フリマサイトを含む。）で入手及び設置したもの  
録画機能付きインターフォン、デジタルカメラ、カメラ機能付き携帯電話等  
ダミーカメラ、屋内に設置するカメラ、データ保存用のパソコンやスマートフォン  
穴開けドリルやペンチ等の汎用性のある工具類



## 5 補助金の申請の流れ

対象機器の購入及び設置、補助金の申請から振り込みまでの手続きの流れは次のとおりです。

| 項目                    | 内容  |
|-----------------------|---|
| 1. 防犯カメラの購入と設置        | <p>販売店で防犯カメラを購入し、自宅に設置します。</p> <p>販売店の例としては、警備会社、防犯カメラ専門店、家電量販店、ホームセンター、ネットショップ等があります。</p> <p>補助対象となる機種の種類は制限はありませんが、防犯目的に適合する有効な使用を続けるために推奨される基準として、画質（200万画素以上）、防塵防水性能、夜間視認性能、録画保存期間（7日間以上）、電源の確保、安定した設置、撮影範囲や画角（視野）の調整等があり、ご使用される環境に合わせて適切に選択する必要があります。</p> <p>機種選びについての相談は、山口県防犯設備士協会等へ連絡していただく等の方法をご確認ください。（電話0836-38-5224）</p> <p>また、設置については、購入した販売店で設置工事を依頼するのが一般的ですが、設置工事だけを依頼したい場合は、お近くの電気工事取扱店または山口県防犯設備士協会等へ連絡し、取り扱いが可能なご相談ください。</p> |
| 2. 必要書類の取得            | <p>補助金を申請するにあたって、必要となる書類がありますので、詳しくは「6 必要書類と入手方法」をご確認ください。</p>  |
| 3. 補助金交付申請書兼請求書の記入と提出 | <p>補助金を申請するときは、決まった様式の「交付申請書兼請求書」を記入し、市に提出します。</p> <p>申請書類の提出については「7 申請方法」をご確認ください。</p>   |
| 4. 市の審査、交付決定、振り込み     | <p>提出いただいた申請書類をもとに市が内容確認と審査を行い、交付が決定したら、郵送により文書で通知します。</p> <p>申請の内容に不明な点や不備なもの等があれば電話による確認を行いますので、必ず、連絡が取れる電話番号を申請書には記入してください。</p> <p>交付決定後、指定された口座に補助金が振り込まれます。</p>  |



## 6 必要書類と入手方法

| 書類名  | 入手方法・備考   |
|--|---|
| <p>1. 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）</p>              | <p>様式は、市のホームページからダウンロードできるほか、市役所本庁舎、各総合支所、本庁管内各支所でも入手できます。</p> <p>補助対象経費のご記入に当たっては、対象外となる経費を除いてご記入いただき、不明な点はお問い合わせください。</p> <p>裏面には、データ管理やプライバシー保護のための誓約書や同意事項がありますので、内容をご確認され、右の欄にチェックをしてください。</p> <p>請求書を兼ねるため、申請者ご本人の振り込み先の口座情報をご記入ください。</p>   |
| <p>2. 住民票（世帯全員）の写し（3か月以内発行、コピーではありません）</p> | <p>市役所市民サービス課、各総合支所市民生活課、各支所、各サテライトオフィスで請求します。</p> <p>請求者（窓口に来られた方）の本人確認書類、代理人が請求するときには、委任状と代理人の本人確認書類、手数料（1通につき300円）が必要です。</p> <p>マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で証明書を取得することができます（令和8年度は1通につき10円）。</p>  |
| <p>3. 市税の滞納なし証明書（3か月以内発行）</p>              | <p>市役所市民税課、市民サービス課、各総合支所市民生活課、各支所で請求します。</p> <p><b>補助金申請者本人の、市税の滞納なし証明書が必要です。</b></p> <p>請求者（窓口に来られた方）の本人確認書類、代理人が請求するときには、委任状と代理人の本人確認書類、手数料（1通につき300円）が必要です。</p> <p>コンビニエンスストア等での取得はできません。</p> <p>所得課税証明書ではありませんので、お間違えのないようご注意ください。</p> <p>「税務証明書の郵送請求」を行うこともできます。請求方法については、市ホームページの「税務証明書の郵送請求」をご確認いただくか、市役所市民税課、各総合支所市民生活課へお問い合わせください。</p> |

| 書類名  | 入手方法・備考  |
|--|--|
| <p>4. 防犯カメラ購入及び設置した際のレシートまたは領収書の写し</p>         | <p>補助対象となる期間である令和8年1月1日以降の日付けの、購入した店舗や設置した業者で発行されたレシートまたは領収書の写しが必要です。</p> <p>購入については購入日、設置については設置日がわかり、金額、店舗名、内訳がわかるものが必要となります。</p> <p>内訳については、購入した物品の型番が判別でき、購入費用と設置工事費用が区分されたものとしてください。</p>                    |
| <p>5. 防犯カメラを設置したことが確認できる写真<br/>(遠景写真・近景写真)</p> | <p>ご自身で撮影し、印刷したものを用意してください。</p> <p>写真の形でも、用紙に印刷したものでも構いません。</p> <p>遠景として、遠目の位置から住宅全体の判別ができる写真、近景として、設置した全ての防犯カメラの設置場所と撮影方向がわかる写真、また表示板等があればその設置場所がわかる写真が必要です。</p> <p>写真撮影のイメージとして、次ページの「現況写真イメージ」を参考にしてください。</p> |
| <p>6. 通帳等の写し（金融機関名・支店名・口座番号・名義人がわかる部分）</p>     | <p>申請者本人の振り込み先の口座情報がわかるように、通帳やキャッシュカードの該当部分をコピーしてください。</p> <p>申請者本人名義以外の口座は指定できません。</p>  |

## 現況写真イメージ

### (1) 遠景写真



- (1) 遠景として、遠目の位置から住宅全体の判別ができる写真  
(2) 近景として、設置した全ての防犯カメラの設置場所と撮影方向がわかる写真  
※表示板等があればその設置場所

### (2) 近景写真



## 7 申請方法

上記の必要書類を揃えて、下関市役所の担当窓口にお持ちいただくか、または郵送で提出してください。

### ●窓口

下関市役所本庁舎西棟 1階エントランス会場

平日 9時～16時

なお、各総合支所地域政策課、本庁管内各支所に申請書をお持ちいただく場合も、申請内容の確認はすべて生活安全課で行います。

不明な点等があれば電話による確認を行いますので、必ず、連絡が取れる電話番号を記入してください。

※内容に不備がある場合は、申請を受け付けることができません。必要な書類を揃えて、再度ご提出ください。

### ●郵送

〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市役所 生活安全課 防犯カメラ補助金窓口 宛て

郵送事故を防ぐため、郵送状況が確認できる方法（簡易書留またはレターパックプラス）での送付を推奨します。

また、申請内容に不明な点等があれば電話による確認を行います。

※窓口申請と同様に、内容に不備がある場合は申請を受け付けることができず、一時預かりとなります。必要な書類を揃えて、再度ご提出ください。

修正完了後の受領日が申請の順位となります。

## 8 審査と決定

提出いただいた申請書類をもとに、市が内容確認による審査を行い、交付が決定したら、郵送により文書で通知します。

- 申請は【先着順】です。予算額に達すると受付終了になります。
- 予算額に達する同一日に複数の申請があった場合、【抽選】を行います。
- 抽選を行った場合は、抽選の対象となった方に対し、その結果を文書で通知します。
- 期間中の申請受付件数、予算残額は定期的に市ホームページで公表します。
- 審査後、「交付決定通知」または「不交付決定通知」が届きます。
- 提出いただいた書類は返却できません。必要な書類がある場合は写しを取る等して保管しておいてください。

## 9 補助金の受け取り

交付決定後、申請者ご指定の口座に補助金が振り込まれます。

※交付後も、報告や調査等にご協力をお願いする場合があります。

## 10 注意事項

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合や、補助金の交付の決定の内容又は条件に違反した場合等には、交付の決定が取り消されることがあります。  
その場合、既に交付された補助金は返還が必要となります。  
交付の決定が取り消されることにより申請者に損害が生じても、市はその賠償責任を負いません。
- 補助金で購入した防犯カメラ等は原則3年間、市の承認なく処分できません。

## 11 問い合わせ先

下関市役所 生活安全課 暮らし安全係（防犯カメラ補助金窓口）

電話：083-242-7162 083-242-0797

メール：smseikat@city.shimonoseki.yamaguchi.jp



## よくある質問（Q & A） 目次

### 補助の対象について

- Q 1 どんな防犯カメラが対象ですか？
- Q 2 機種はどんなものを選べばいいですか？
- Q 3 年数はどのくらいもちますか？
- Q 4 住宅用のものだけですか？
- Q 5 事務所や店舗等と併用している住宅は対象となりますか？
- Q 6 持ち家でなくても申請できますか？
- Q 7 共同住宅では申請できますか？
- Q 8 防犯カメラの設置は違法ではないですか？
- Q 9 既に購入・設置済みの防犯カメラは対象ですか？
- Q 10 購入して自分で設置した場合、どこまでの費用が対象ですか？
- Q 11 購入店とは別の業者に設置工事だけ依頼した場合、その費用は対象ですか？
- Q 12 内蔵のSDカードの他、追加のSDカードは対象ですか？
- Q 13 中古品の場合は、領収書等が出る店舗で購入すれば対象ですか？
- Q 14 店舗のポイントやクーポン等、または電子マネーのポイント等の値引きを使用し  
て購入した場合はどうなりますか？
- Q 15 新築住宅でまだ工事が完成していませんが、申請はできますか？

### 申請・支払いについて

- Q 16 交付申請書を間違えて記入した場合は、訂正することは可能ですか？
- Q 17 領収書等の宛名は省略したものや空欄でも構いませんか？フルネームが必要ですか？
- Q 18 二世帯で2台の防犯カメラを同時に購入する場合、領収書等が1枚であっても二  
世帯分の補助金を申請できますか？
- Q 19 ネット購入の場合も紙の領収書等の提出が必要ですか？
- Q 20 市内に住宅を所有しているが住民登録が市外の場合は申請できますか？
- Q 21 補助金の申請から振り込みまでどれくらい日数がかかりますか？

## よくある質問（Q & A）

---

### 補助の対象について

#### Q 1 どんな防犯カメラが対象ですか？

A 屋外に設置し、犯罪防止や安全対策を目的としたカメラで、継続撮影または動体検知機能による録画が可能なものです。

#### Q 2 機種はどんなものを選べばいいですか？

A 特に制限はありませんが、ご使用される環境に合わせて適切なものを選んでください。

3 ページの表の項目「1. 防犯カメラの購入と設置」に記載されている推奨性能の基準について説明します。画素数とは解像度を表す数値で、画面上に並んだ点の個数を表します。横と縦を掛け合わせて1920×1080であれば約200万画素となります。

防塵防水性能とはIP〇〇と表記され、左側の数字が粉塵の侵入を防ぐ防塵性能、右側の数字が雨水の浸入を防ぐ防水性能を示します。屋外に設置する防犯カメラでは、どちらも0～6で評価され、IP66が最高等級となります。

#### Q 3 年数はどのくらいもちますか？

A 一般的に耐用年数は5～6年と言われ、国の減価償却資産の耐用年数は6年とされています。

この補助金で購入される場合は、原則3年間は市の承認なく譲渡や廃棄等の処分ができません。

#### Q 4 住宅用のものだけですか？

A 申請者本人が居住する住宅（一戸建て、共同住宅の専用部分等）で使用するものが対象です。

事業用のもの（所有するアパートの共用部分等）は対象になりません。

#### Q 5 事務所や店舗等と併用している住宅は対象となりますか？

A 併用住宅の場合、居住部分と非居住部分が2か所以上の出入口等で区分されていれば居住部分を、

区分されていない場合でも居住部分を含む撮影範囲となるよう設置されたものが対象となります。

#### Q 6 持ち家でなくても申請できますか？

A 賃貸住宅でも、申請者が居住していれば対象です。ただし、大家さん等建物の所有者から、防犯カメラを設置することの許可を得ることが必要です。建物保全のためや入居者のプライバシー保護のためといった理由で、許可が得られない場合がありますので、その場合は必ず取り決めに従ってください。

なお、市が建物所有者に対して設置の許可を依頼することはありません。必ずご自身で許可を取得してください。

**Q 7 共同住宅では申請できますか？**

A 分譲マンションや賃貸アパート等の共同住宅であっても、条件によっては対象となる場合があります。屋外設置が対象であるため、共用部分のうち専用使用部分（玄関ポーチ等）への設置が想定されますが、この場合も建物の管理規約や賃貸契約書の条件等を確認し、設置が可能な場合には必要な許可等を取得の上で申請を行ってください。

また、その場合であっても、撮影範囲は原則として自宅敷地内としており、自己の専用部分を撮影範囲とします。仮に共用の廊下等が範囲に含まれる場合には、日常的にその廊下を通行する方々からの同意が必要となります。

以上の点を含め、建物の管理規約や賃貸契約書の条件等を確認し、それをよく守った上で申請を行ってください。

**Q 8 防犯カメラの設置は違法ではないですか？**

A 防犯カメラを自宅の敷地内に設置し、明らかな防犯目的で自宅敷地内を撮影することについては違法性はありません。ただし、取得した画像データを不必要に第三者へ提供したり、流出させたりすることは、個人情報保護法に違反する可能性があります。

また、不必要に撮影範囲を広げることで、同意なく隣人等の敷地を撮影したり、目の前の公道を広範囲に撮影したりすることは、プライバシーの侵害として民法における権利・利益の侵害に当たり、違法になる可能性があります。

申請の際には、申請書の裏面にある誓約書及び同意事項を確認し、適切な防犯カメラの使用を心がけてください。

**Q 9 既に購入・設置済みの防犯カメラは対象ですか？**

A 令和8年1月1日以降に、新たに購入及び設置した防犯カメラの購入費用及び設置工事費用が補助対象です。したがって、例えば令和7年12月以前に購入したものを、1月以降に設置した場合の設置工事費用も対象にはなりません。

**Q 10 購入して自分で設置した場合、どこまでの費用が対象ですか？**

A 防犯カメラの購入費用は補助対象となります。設置費用については、電源ケーブルその他の配線や、壁や天井への取り付け具は補助対象となりますが、穴開けドリルやペンチ等の汎用性のある工具類は補助対象外です。

自分で設置する際も、外壁等への穴開け加工や電源供給の可否、屋内機器との通信、撮影範囲の調整等、ご自身の判断では難しい場合があります。また、落下等思わぬ事故が発生する危険もあります。防犯カメラ本来の機能を損なうことがないように、設置方法が難しいと思われる場合は、設置業者への依頼をご検討ください。

**Q 1 1 購入店とは別の業者に設置工事だけ依頼した場合、その費用は対象ですか？**

A 設置工事だけを依頼した場合でも、領収書があれば補助対象となります。表示板等（看板やステッカー等）の設置も対象経費に含まれます。ただし、知人等に頼んで設置してもらった報酬等、個人間でのやり取りについては対象にはなりません。

設置工事だけを業者に依頼したい場合は、お近くの電気工事取扱店または山口県防犯設備士協会等へ連絡し、取り扱いが可能かご相談ください。

**Q 1 2 内蔵のSDカードの他、追加のSDカードは対象ですか？**

A 防犯カメラの購入時に初期セットで内蔵されているものや、初期セットで内蔵がなく別に購入したSDカードは補助対象となりますが、予備として追加で購入したものは補助対象になりません。

**Q 1 3 中古品の場合は、領収書等が出る店舗で購入すれば対象ですか？**

A 明確な基準はありませんが、耐用年数的に最低3年間使用できるものであれば、中古品も補助対象となります。

**Q 1 4 店舗のポイントやクーポン等、または電子マネーのポイント等の値引きを使用して購入した場合はどうなりますか？**

A ポイント等を使用した購入自体は補助対象となりますが、補助の対象金額は値引き後の金額となります。また、購入によりポイントが貯まることについては何も影響はありません。

**Q 1 5 新築住宅でまだ工事が完成していませんが、申請はできますか？**

A 防犯カメラの設置が完了し、写真等の添付資料が揃っていることが要件となります。そのため、防犯カメラの設置後に申請を行ってください。

#### **申請・支払いについて**

**Q 1 6 交付申請書を間違えて記入した場合は、訂正することは可能ですか？**

A 申請書内の誤りについては、誤り部分を二重線で消し、その上またはその近くに正しい内容を記載してください。ただし、金額（補助対象経費）の誤りについては、二重線を引いた上に訂正印を押印するか、新しい申請書を再提出してください。

**Q 1 7 領収書等の宛名は省略したものや空欄でも構いませんか？フルネームが必要ですか？**

A レシートや領収書については、名前が記入されないものも多いため、フルネームを入れる必要はありません。ただし、補助の申請者が親で、ネット購入した子供の名前が記載されている領収書の場合等は、申請者の名前と領収書の名前が一致するよう必要に応じて修正してください。

**Q 1 8 二世帯で2台の防犯カメラを同時に購入する場合、領収書等が1枚であっても二世帯分の補助金を申請できますか？**

A 申請書を2枚に分ける必要があります。そのため、1枚の領収書等をコピーして2つに分け、それぞれの世帯の対象物品がどれになるかわかるように記載してください。

必要に応じて金額を分け、それぞれの世帯の対象物品の合計額として算出した補助対象金額を申請書に記入して提出してください。

**Q 1 9 ネット購入の場合も紙の領収書等の提出が必要ですか？**

A ネットショップで購入した場合も、購入画面から領収書発行ボタン等により紙の領収書が発行できる場合は、印刷して添付してください。領収書が発行できない場合は、それに代わるものとして、「支払先」「支払日付」「支払金額」「支払内容」の記載があるものを印刷（画面表示を印刷したものも含む。）して添付してください。

領収書の代わりになるものとしては、主に、「注文確認メール」「銀行の振込明細」「クレジットカードの利用明細」等がありますが、上で挙げた支払に関する4項目の記載がない場合には、記載がある書類を併せて添付してください。

また、領収書等には内訳の記載が必要です。内訳については、購入した物品の型番が判別でき、購入費用と設置工事費用が区分されたものとしてください。

なお、「納品書」や「請求書」だけでは、代金を支払った証明にはならないため、領収書の代わりにはなりません。

**Q 2 0 市内に住宅を所有しているが住民登録が市外の場合は申請できますか？**

A 市内に居住し、住民登録をしていることが対象の要件となるので、申請はできません。世帯員の中で対象要件に合致する方がいる場合は、その方から申請をすることができます。

なお、市内に居住していながら住民票の異動ができない等の事情がある方は、対象要件に該当すると認められる場合がありますので、ご相談ください。

**Q 2 1 補助金の申請から振り込みまでどれくらい日数がかかりますか？**

A 申請書類をもとに市が内容確認と審査を行い、交付決定後、速やかに指定口座に振り込まれます。目安としては、申請書提出から1か月程度をお考えください。

申請状況により時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

申請にご不明な点があれば、お気軽に窓口または電話、メールでお問い合わせください。

---